

議案第68号

沼田市税条例の一部を改正する条例について

沼田市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市税条例の一部を改正する条例

第1条 沼田市税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2の3に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうか

の判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
---------	--------	--------

第2号ア（ウ）a	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
第2号ア（ウ）b	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3, 900円	2, 000円
第2号ア（ウ）a	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
第2号ア（ウ）b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

--	--	--

第2号ア（イ）	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第2号ア（ウ） a	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
第2号ア（ウ） b	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車がある前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 沼田市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家

用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中沼田市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中沼田市税条例第24条第1項第2号の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の沼田市税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき沼田市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の沼田市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の沼田市税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の沼田市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第69号

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

(沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

沼田市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例について

沼田市行政財産使用料条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(沼田市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 沼田市行政財産使用料条例（昭和54年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,290円」を「1,320円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「970円」を「990円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に改める。

(沼田市保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,500円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「7,560円」を「7,700円」に改める。

(沼田市白沢健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 沼田市白沢健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に、「300円」を「330円」に、「200円」を「220円」に改める。

(沼田市屋内ゲートボール場設置及び管理条例の一部改正)

第4条 沼田市屋内ゲートボール場設置及び管理条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に改める。

(沼田市白沢高齢者多目的室内運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 沼田市白沢高齢者多目的室内運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に改める。

(沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例の一部改正)

第6条 沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例（平成31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「970円」を「990円」に、「1,290円」を「1,320円」に、

「1, 720円」を「1, 760円」に改める。

(沼田市民ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 沼田市民ふれあい農園の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「5, 250円」を「5, 500円」に改める。

(沼田市白沢農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 沼田市白沢農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「沼田市農村環境改善センター使用料」を「改善センター使用料」に、「使用料（円）」を「使用料」に、「950」を「960円」に、「1, 270」を「1, 290円」に、「3, 490」を「3, 540円」に、「850」を「860円」に、「2, 550」を「2, 580円」に、「2, 370」を「2, 420円」に、「3, 180」を「3, 240円」に、「8, 730」を「8, 900円」に、「2, 120」を「2, 160円」に、「6, 360」を「6, 480円」に、「1, 430」を「1, 460円」に、「1, 910」を「1, 940円」に、「5, 250」を「5, 340円」に、「3, 810」を「3, 870円」に改める。

(沼田市三沢交流広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 沼田市三沢交流広場の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 030円」を「1, 050円」に、「2, 060円」を「2, 100円」に改める。

(沼田市創業支援センター条例の一部改正)

第10条 沼田市創業支援センター条例（平成31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「1万4, 040円」を「1万4, 300円」に、「1万6, 200円」を「1万6, 500円」に、「540円」を「550円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「210円」を「220円」に、「430円」を「440円」に改める。

(沼田市勤労者会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 沼田市勤労者会館の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に改める。

(沼田市玉原野外活動施設設置及び管理条例の一部改正)

第12条 沼田市玉原野外活動施設設置及び管理条例（平成17年条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(沼田市白沢地域特産物展示即売施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 沼田市白沢地域特産物展示即売施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中「15,430円」を「15,710円」に、「72,000円」を「73,330円」に改める。

(沼田市南郷の曲屋の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 沼田市南郷の曲屋の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に改める。

(沼田市温泉休養施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 沼田市温泉休養施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表の1中

2時間	510円	310円	310円	入館時刻から2時間以内
4時間	830円	510円	510円	入館時刻から4時間以内
6時間	1,030円	720円	720円	入館時刻から6時間以内
1日	1,240円	830円	830円	入館時刻から6時間を超えて閉館まで

を

2時間	530円	320円	320円	入館時刻から2時間以内
4時間	850円	520円	520円	入館時刻から4時間以内

6時間	1,050円	730円	730円	入館時刻から6時間以内
1日	1,260円	840円	840円	入館時刻から6時間を超えて閉館まで

に

改め、同表の2中「3,080円」を「3,140円」に、「2,580円」を「2,630円」に、「510円」を「520円」に改め、同表の3中「2,060円」を「2,100円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「720円」を「730円」に、「20リットル」を「15リットル」に改める。

(沼田市利根観光会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 沼田市利根観光会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「51,420円」を「52,370円」に、「61,720円」を「62,860円」に、「72,000円」を「73,330円」に、「102,850円」を「104,750円」に、「154,280円」を「157,130円」に、「82,280円」を「83,800円」に、「123,430円」を「125,710円」に、「185,140円」を「188,560円」に、「15,430円」を「15,710円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「66,860円」を「68,090円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「2,580円」を「2,620円」に、「510円」を「520円」に改める。

(沼田市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 沼田市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,780円」を「3,850円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

(沼田市都市公園条例の一部改正)

第18条 沼田市都市公園条例（昭和53年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第3の表の部分の部分を次のように改める。

別表第3（第15条関係）有料公園施設使用料

--	--	--	--	--

公園名	有料公園施設の名称	区分		単位	使用料
沼田公園	野球場	1 面		1 時間	2 2 0 円
	庭球場	1 面		1 時間	6 0 円
		夜間照明使用料		1 時間	2 7 0 円
	売店	許可の都度市長が定める。			
運動公園	野球場	1 面		1 時間	3 3 0 円
	陸上競技場			1 時間	3 3 0 円
	補助競技場			1 時間	2 2 0 円
	市民プール	使用券	一般	1 回	4 4 0 円
			中学生	1 回	2 2 0 円
			小学生	1 回	1 1 0 円
		回数券	一般	1 1 枚つづり	4, 4 0 0 円
			中学生	1 1 枚つづり	2, 2 0 0 円
			小学生	1 1 枚つづり	1, 1 0 0 円
		更衣用ロッカー使用		1 回	1 0 0 円
	売店	許可の都度市長が定める。			

(沼田市公民館使用料条例の一部改正)

第 1 9 条 沼田市公民館使用料条例（昭和 2 9 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

階	区分	昼間	夜間	昼夜
2 階	第 1 会議室	午前 8 8 0 円	1, 2 1 0 円	2, 7 5 0 円

		午後 1, 100円		
3階	第2会議室 (和室)	午前 770円	1, 100円	2, 310円
		午後 880円		
"	第3会議室 (和室)	午前 550円	770円	1, 430円
		午後 660円		
"	第4会議室 (和室)	午前 440円	660円	1, 210円
		午後 550円		
"	第1講義室	午前 2, 200円	2, 640円	5, 610円
		午後 2, 310円		
"	第2講義室	午前 1, 100円	1, 430円	2, 860円
		午後 1, 210円		
"	第3講義室	午前 880円	1, 210円	2, 640円
		午後 1, 100円		
"	茶室	午前 330円	550円	1, 210円
		午後 440円		
"	調理実習室	午前 1, 430円	1, 650円	3, 630円
		午後 1, 540円		
4階	工芸実習室	午前 1, 100円	1, 320円	2, 860円
		午後 1, 210円		
"	音楽視聴覚室	午前 1, 430円	1, 650円	3, 630円
		午後 1, 540円		
"	ホール	午前 5, 500円	7, 700円	15, 400円
		午後 6, 600円		

2階	展示ホール	1日 1,100円
----	-------	-----------

備考 午前とは、午前9時から正午までを、午後とは、午後1時から午後5時までを、夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。

(沼田市社会体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第20条 沼田市社会体育施設設置及び管理条例（昭和51年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条、第8条関係）

沼田市社会体育施設名称・位置・使用料

施設 区分	名称	位置	使用料			
			区分	単位	使用者	料金
武道場	沼田武道場	西倉内町650番地	全面	1時間		550円
	利根柔剣道場	利根町追貝398番地	全面	1時間	市民	520円
					市民以外	2,080円
体育館	沼田小学校講堂記念体育館	西倉内町650番地		1時間		550円
	利根健康増進施設	利根町大楊1078番地	全面	1時間	市民	520円
					市民以外	2,080円
	利根園原ふれあい屋内運動場	利根町園原701番地3	全面	1時間	市民	520円
					市民以外	2,080円
	利根農業者トレーニングセンター	利根町輪組867番地2	全面	1時間	市民	520円
					市民以外	2,080円

運動広 場	旧利南 中学校 運動広 場	多目的広 場	上沼須町 3 6 6 番地 1	全面	1 時間		2 2 0 円	
				照明設備			1, 6 5 0 円	
		屋内運動 場		全面			5 5 0 円	
	川田運 動広場	多目的広 場		下川田町 1 5 3 3 番地	全面		1 時間	2 2 0 円
					照明設備			1, 6 5 0 円
		テニスコ ート			1 面			6 0 円
ゲートボ ール場		1 面	1 6 0 円					
運動広 場	ニュー スポー ツ広場	グラウン ド (ターゲ ットバ ード) ゴ ルフコ ース	発知新田町 1 9 番地 1	個人	半日		2 2 0 円	
				団体 (1 6 人以上)	半日		3, 3 0 0 円	
				1 面	1 時間		1 1 0 円	
	(仮称) 利南運動 広場		沼須町 4 0 7 番地	半面	1 時間		無料	
	白沢農民広場	白沢町高平 1 0 2 番地 2	全面	1 時間	1 3 0 円			
			照明設備		1, 1 5 0 円			
	利根平川運動広場	利根町追貝 2 0 9 9 番地	全面	1 時間	市民	無料		
			照明設備			1, 0 5 0 円		
			全面		市民以 外	2, 0 8 0 円		
	利根老神多目的広 場	利根町老神 3 6 1 番地	全面	1 時間	市民	無料		
			照明設備			1, 0 5 0 円		

			全面			市民以外	2, 0 8 0 円		
利根菌原球技場	利根町園原地内	全面	1 時間		市民	無料			
		照明設備				1, 0 5 0 円			
		全面			市民以外	2, 0 8 0 円			
利根南部山村広場	利根町輪組 8 7 1 番地	全面	1 時間		市民	無料			
		照明設備				1, 0 5 0 円			
		全面			市民以外	2, 0 8 0 円			
プール	白沢プール	白沢町尾合 1 2 2 2 番地 1	全面			市民	無料		
	利根屋内プール	利根町大楊 1 0 8 6 番地 1	全面	使用券	1 回	市民	4 4 0 円		
							中学生	2 2 0 円	
							小学生	1 1 0 円	
					市民以外	一般	8 8 0 円		
						中学生	4 4 0 円		
						小学生	2 2 0 円		
					回数	一	1 1 枚	市民	4, 4 0 0 円

				券	般	つづり		
				中				
				学				
				生				

(テラス沼田トレーニングプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 テラス沼田トレーニングプラザの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「750円」を「770円」に、「7,500円」を「7,700円」に、「37,500円」を「38,500円」に改める。

（沼田市立小学校及び中学校の施設の照明設備使用料条例の一部改正）

第22条 沼田市立小学校及び中学校の施設の照明設備使用料条例（平成3年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「830円」を「840円」に、「510円」を「520円」に改める。

（旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第23条 旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例（平成31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に、「320円」を「330円」に改める。

（生方記念文庫設置及び管理条例の一部改正）

第24条 生方記念文庫設置及び管理条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に、「320円」を「330円」に改める。

（旧土岐邸洋館設置及び管理条例の一部改正）

第25条 旧土岐邸洋館設置及び管理条例（平成2年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「100円」を「110円」に改める。

（沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第26条 沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「210円」を「220円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表第2中「1万800円」を「1万1,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第71号

沼田市印鑑条例の一部を改正する条例について

沼田市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市印鑑条例の一部を改正する条例

沼田市印鑑条例（昭和51年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の印鑑登録原票を磁気ディスクをもって調製するものとする。

第10条第1項を削り、同条第2項中「前項の届出があったときは、審査した上、又は」を「法の規定による届出等により、」に、「、当該事項」を「当該事項」に改め、同項を同条第1項とする。

第12条第1項中「転出し、死亡（失踪の宣告を受けた場合も含む。）し」を「転出したこと、死亡したこと」に改め、「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加え、「登録した」を「登録がされている」に、「、法」を「法」に、「その者」を「印鑑の登録を受けている者」に改める。

第14条第1項中「写し」の次に「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録し、これを用紙に出力したものを含む。次項において同じ。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第14条第1項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第72号

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「附則第3項において同じ。」を削る。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が相当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
例の一部を改正する条例

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第74号

沼田市保育園条例の一部を改正する条例について

沼田市保育園条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市保育園条例の一部を改正する条例

沼田市保育園条例（昭和３９年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３条及び第５条第１号中「第１条各号」を「第１条の５各号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

議案第75号

沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例について

沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例

(沼田市建築基準法関係手数料条例の一部改正)

第1条 沼田市建築基準法関係手数料条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第6に次のように加える。

法第87条の2第1項の規定に基づく2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	2万7,000円
法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査	12万円

(沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「（同法第87条の2において準用する場合を含む。）」を削る。

- (1) 沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成25年条例第19号）第3条
- (2) 沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年条例第34号）第2条第3項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

沼田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）（以下「上下水道事業」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

第1条の2の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第1条の2の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第1条の3 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和2年4月1日から適用する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（組織）

第2条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に属する事務を処理させるため、都市建設部を置く。

（経営の基本）

第3条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、沼田市の区域内とする。

(2) 給水人口は、4万人とする。

(3) 1日最大給水量は、2万4,000立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道の処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

ア 名称 白沢水質浄化センター

位置 沼田市白沢町下古語父92番地

イ 名称 利根水質浄化センター

位置 沼田市利根町老神1280番地

(2) 公共下水道の処理面積、処理人口、1日最大処理能力及び処理区域は、別表に定めるとおりとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水処理施設の設置は、原則として沼田市農業振興整備計画区域内とする。

(2) 汚水を排除する処理区域の設定は、地形条件、生活圏域、公共下水道整備計画等を考慮して管理者が別に定める。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

処理区名	処理面積	処理人口	1日最大処理能力	処理区域
白沢町処理区	213ヘクタール	7,800人	1,040立法メートル	白沢町の一部及び久屋原町の一部
利根町処理区	131ヘクタール	15,150人	1,400立法メートル	利根町の一部

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(沼田市公共下水道の設置に関する条例の廃止)

- 2 沼田市公共下水道の設置に関する条例（平成17年条例第22号）は、廃止する。

(沼田市部設置条例の一部改正)

- 3 沼田市部設置条例（昭和59年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ケを削る。

(沼田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 沼田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成7年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表下水道施設作業手当の項を削る。

(沼田市特別会計条例の一部改正)

- 5 沼田市特別会計条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

(沼田市手数料条例の一部改正)

- 6 沼田市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「規則」の次に「又は企業管理規程」を加える。

(沼田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 7 沼田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沼田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）の設置及び」を「沼田市が設置する農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）の」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条中「規則で」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第

2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第14条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

(沼田市農業集落排水事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

- 8 沼田市農業集落排水事業受益者分担金徴収に関する条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「沼田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第4号）第2条第3項」を「沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）第3条第4項第2号」に改める。

第4条中「市長」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条第1項及び第3項、第6条、第7条、第8条第1項並びに第9条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(沼田市農業集落排水処理施設の使用料徴収に関する条例の一部改正)

- 9 沼田市農業集落排水処理施設の使用料徴収に関する条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第4条各号、第5条及び第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(沼田市下水道条例の一部改正)

- 10 沼田市下水道条例（昭和54年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「規則で」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改める。

第3条第1項第2号中「規則で」を「管理者が」に改め、同項第3号及び第4号中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則に」を「管理者が」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項及び第13条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条第2項ただし書及び第3項、第15条第2項各号、第17条並びに第18条中「市長」を「管理者」に改める。

第19条第3号及び第5号、第20条第1号、第21条第2号並びに第23条第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第26条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第28条、第29条第1項及び第30条中「市長」を「管理者」に改める。

第31条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(沼田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 1 1 沼田市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沼田市長（以下「市長」という。）」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第2条第2項、第3条、第7条、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条第2項、第12条、第13条第1項、第14条並びに第15条中「市長」を「管理者」に改める。

(沼田市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正)

- 1 2 沼田市水洗便所改造資金貸付条例（昭和55年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沼田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第4号）第2条第3項」を「沼田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）第3条第4項第2号」に改める。

(沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

13 沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。）の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

議案第 77 号

沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 9 月 3 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部を改正する条例

沼田市民体育館の設置及び管理条例（昭和５７年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第６条第２号中「又は附属器具」を「、附属器具、備品等」に改める。

第１４条を第２８条とし、同条の前に次の２条を加える。

（個人情報の保護）

第２６条 指定管理者又は従事者は、沼田市個人情報保護条例（平成１７年条例第５３号）の規定に基づき、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、体育館の管理に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（情報公開）

第２７条 指定管理者は、沼田市情報公開条例（平成１０年条例第１号）の規定に基づき、管理に関する業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第１３条中「体育館の使用に際して」を削り、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

指定管理者又は体育館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、故意又は過失により施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を与えた範囲内において教育委員会の定める額を賠償しなければならない。

第１３条に次の１項を加える。

３ 前２項の場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第１３条を第２５条とする。

第１２条中「直ちに」の次に「その使用した」を加え、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第２１条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちにその管理をしなくなった施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第１２条を第２４条とし、同条の前に次の１条を加える。

(特別の設備等)

第23条 使用者が、特別の設備を施して体育館を使用し、又は備付け備品以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用者に特別の設備を施させることができる。

第11条を第22条とし、第10条の次に次の11条を加える。

(指定管理者による管理)

第11条 体育館の管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせるときは、第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第13条 教育委員会は、第11条第1項の規定により、体育館の管理を指定管理者に行わせるときは、第8条に定める使用料を利用料金として、法第244条の2第8項の規定により、当該施設の指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第9条及び第10条の規定の適用については、第9条及び第10条中「教育委員会」とあるのは「第11条第1項に規定する指定管理者」と、第9条（見出しを含む。）中「使用料の減免」とあるのは「利用料金の減免」と、「前条第1項に定める使用料」とあるのは「第13条第1項に規定する利用料金」と、第10条（見出しを含む。）中「使用料の不還付」とあるのは「利用料金の不還付」と、「使用料は」とあるのは「第13条第1項に規定する利用料金は」とする。

3 第1項の利用料金の額は、第8条の規定にかかわらず、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の許可を得て定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第14条 教育委員会は、指定管理者に体育館の管理を行わせようとするときは、教育委員会規則で定める事項を明示して当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第15条 体育館の指定管理者の指定を受けようとする団体は、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営状況を示す書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の候補者の選定)

第16条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が、市民の公平な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の抑制が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条の規定による公募によらず当該施設に係る指定管理者の候補者を選定することができる。この場合においては、前2条の規定を準用する。

- (1) 第14条の規定による公募において、第15条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、当該施設に係る指定管理者の候補者となるべき適当な団体がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(指定管理者の指定)

第18条 教育委員会は、第16条又は前条の規定により当該施設に係る指定管理者の候

補者を選定したときは、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て、そのものを指定管理者として指定するものとする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の中途において、第21条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設等の利用状況
- (3) 管理に係る経費等の収支の状況
- (4) その他指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(事業報告の聴取等)

第20条 教育委員会は、体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第21条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第8条、第13条関係)

使用区分			使用者	使用料
主 競 技 場	1/10面	専 用	市民	820円
			市民以外の者	1,640円
	1/5面		市民	1,640円

			市民以外の者	3, 280円	
	1 / 4面		市民	2, 050円	
			市民以外の者	4, 100円	
	1 / 3面		市民	2, 710円	
			市民以外の者	5, 420円	
	1 / 2面		市民	4, 100円	
			市民以外の者	8, 200円	
	全面 (同一使用者に限る。)		市民	8, 200円	
			市民以外の者	16, 400円	
小 体 育 室	卓球コート (1台分)	専 用	市民	410円	
			市民以外の者	820円	
	全面 (同一使用者であって、 用器具を使用しないもの に限る。)		市民	1, 020円	
			市民以外の者	2, 040円	
軽 運 動 室	全面 (同一使用者に限る。)	専 用	市民	620円	
			市民以外の者	1, 240円	
トレーニングルーム (ランニングコースの使用を 含む。)		個 人	市民	310円 回数券(11回券) 3, 100円	
			市民以外の者	620円	
ランニングコース		個 人	市民	210円 回数券(11回券) 2, 100円	
			市民以外の者	420円	

第1会議室		専用	市民	310円
			市民以外の者	620円
第2会議室		専用	市民	210円
			市民以外の者	420円
附属器具	放送設備 (一式)	専用	市民	1,020円
			市民以外の者	2,040円
	シャワー (1回当たり5分)	個人	市民 市民以外の者	110円
			市民 市民以外の者	100円

別表備考4中「2分の1の額」の次に「(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同表備考8に後段として次のように加える。

この場合において、満65歳以上又は高校生以下の者が使用する当該回数券の額は、1回分の使用料の10倍の額とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第78号

旧沼田貯蓄銀行設置及び管理条例の一部を改正する条例について

旧沼田貯蓄銀行設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

沼田市長 横山 公一

旧沼田貯蓄銀行設置及び管理条例の一部を改正する条例

旧沼田貯蓄銀行設置及び管理条例（平成２８年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号を次のように改める。

- (1) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、当該休日の翌日）

第６条第２号中「翌年」を「翌年の」に改め、「まで」の次に「の日」を加え、同号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

- (2) 祝日法による休日の翌日

別表中「４３０円」を「４４０円」に、「５４０円」を「５５０円」に、「３２０円」を「３３０円」に、「６４０円」を「６６０円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

